

令和2年11月27日

## 小田原市新病院建設調査特別委員会中間報告書



小田原市新病院建設調査特別委員会における調査について、小田原市議会会議規則第45条第2項の規定により中間報告を申し上げます。

初めに、本委員会設置の経緯及び目的について申し上げます。

本市では、老朽化・狭あい化した小田原市立病院の建て替えに向けて、新病院建設事業を進めています。

そこで、市議会としても、新病院の建設に関する市の意思決定や事務の執行に対する監視・評価に注力するため、令和2年5月28日に開会されました5月臨時会において「小田原市新病院建設調査特別委員会」を設置し、現在まで8回の委員会を開催いたしました。

本委員会の構成でございますが、5月28日の本会議において、私、大川と、安野議員、宮原議員、鈴木和宏議員、俵議員、楊議員、木村議員、横田議員の8名が指名され、同日に招集されました本委員会において、委員長及び副委員長の互選を行いましたところ、指名推選により、私、大川が委員長に、楊議員が副委員長に選出されました。

次に、本委員会における調査の経過について御報告申し上げます。

7月16日には、新病院建設に係るこれまでの経緯を確認し、新病院建設基本計画の前提となる小田原市立病院を取り巻く状況について報告を求めるとともに、今後の本委員会の運営方法や進め方について、委員間で協議を行いました。

8月20日には、新病院建設に係る課題等を検証していくに当たり、類似規模の先行事例を調査するため、平成29年度に完成した厚木市立病院の事務部門医事課・内田晃氏を参考人として招き、新病院建設の経過や新病院における経営改善の取組などについて御教示いただきました。

9月25日には、市と外部有識者との意見交換による基本構想の検証結果を踏まえ、小田

原市新病院建設基本計画（素案）の第1章「全体計画」の部分について報告がありました。その際、本計画に対して十分な意見の反映を求めるため、本委員会としての意見を取りまとめ、執行部に提出することを決しました。

10月16日には、小田原市新病院建設基本計画（素案）全体について説明があり、新病院の役割や機能、建設地を現地とすることなどの整備方針が示され、次の10月23日と合わせて2日間にわたり、各委員から整備手法や整備事業費等について多岐にわたる質疑を行いました。

11月5日には、各委員が事前に提出した本計画に対する意見について、委員間の協議により本委員会としての意見を選定し、11月12日には、選定した意見をもとに作成した委員会意見書（案）について協議いたしました。

このような調査を経て、策定中の小田原市新病院建設基本計画に対する本委員会としての意見を取りまとめ、委員会意見書として11月12日に議長に提出し、11月20日に議長から市長あてに提出したものであります。

次に、提出した委員会意見書の内容について、御報告申し上げます。

まず、新病院建設基本計画の内容について、「第1章 全体計画」に対する意見は、次の4点であります。

「新病院のあるべき姿」という表現については、地域基幹病院としての機能を十分に発揮していく強い意思を示すため、より主体的な文言とすること。

新病院の健全経営について検討することは重要であるが、「地方独立行政法人化」については、新病院建設とは別に十分な検討を行った上で、議会での審議を経て決定すべきものであるため、本計画への記載にはなじまないもので、修正すること。

新病院の役割・機能については、現状からどのように変わるかという点に市民の関心が高いことから、新病院において新設する役割や拡充する機能などは、より明確に表現するよう工夫すること。

緩和ケアの充実については、地域がん診療連携拠点病院として、入院を希望する患者や家族の意向に対して臨機応変な対応が取れるよう、より具体的に記載すること。

次に、「第2章 部門計画」に対する意見は、次の2点であります。

患者の負担軽減と医療従事者の業務効率化のため、健康保険や介護保険等の各種公的手続きを支援する窓口の設置に向けた研究について記載すること。

感染症対策として、感染症流行時でも、入院患者とその家族らが面会できるように必要な配慮をする旨を示すこと。

次に、「第7章 建設計画」に対する意見は、次の2点であります。

建設地については、河川氾濫及び工事車両等の増加に伴う渋滞や騒音等の周辺環境への影響などの様々なリスクについても明確にし、それらの対策についても十分に講じる旨を示すこと。

患者サービス向上のため、路線バスが乗り入れやすいロータリーの配置や、タクシーや障がい者用車両の乗降スペースの設置について、十分に配慮することを記載すること。

次に、「第8章 整備手法」に対する意見は、次の2点であります。

整備事業費の適正管理には、コンストラクション・マネジメント会社の支援が重要となるため、その業務に対する適正な評価を行い、建設費の内訳やその増減などを市民にも分かりやすく伝えていく旨を示すこと。

整備に係る各種業務の発注については、事業者間の競争性と公平性を担保しつつ市内事業

者の活用が図られる整備手法とする旨を、より具体的に記載すること。

また、その他の事項として、市民にとって分かりやすい記載となるよう、専門的な医療用語等については適宜注釈を付けること、といった意見がありました。

最後に、本委員会意見書を総括する意見を付しましたので、申し上げます。

市民のいのちと暮らしを守る新病院については、県西二次保健医療圏において重要な役割を果たすべき地域基幹病院として、また、災害拠点病院として、必要な整備は十分に行われるべきであります。

しかしながら、整備事業費については、本計画において建設地等の新病院の詳細が明らかになることにより、必要な付帯工事等も見込んで詳しく積算した結果、概算整備事業費の総額は約288億円となっております。

今後、次世代に負担を残さないためにも、整備事業費を抑える工夫の徹底と、開院後の収益性の向上を目指した施設整備とを両輪として、本計画を策定するよう強く求めるものです。

については、本計画の策定後も、想定されている駐車場における官民連携事業手法（PPP）だけでなく、あらゆる方策を検討し、安定的な病院経営を持続可能とするよう事業に取り組まれます。

なお、新病院の建設は市民にとって非常に関心が高い大規模事業であることから、今後も引き続き早期開院に向けて最大限に取り組まれるとともに、十分に市民周知を図られたい。

以上のとおり、調査の経過並びに委員会意見書の内容について申し上げるとともに、本委員会としては引き続き、新病院建設事業について調査をしてまいる所存であることを申し上げます、中間報告を終わります。